

## 練馬区立美術館運営協議会条例

昭和60年10月8日

条例第45号

### (設置)

第1条 練馬区立美術館(以下「美術館」という。)の運営方針および事業計画を協議するため、練馬区立美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (定数)

第2条 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、つぎの各号に定めるところにより、練馬区教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 16人以内
- (2) 練馬区議会議員 4人以内
- (3) 学校教育および社会教育関係者 3人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長を各1人置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

### (委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区教育委員会規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。